

平成19年 8月8日

国土交通省
大臣官房地方課長 森下憲樹様
大臣官房技術調査課長 前川秀和様
大臣官房官庁営繕部計画課長 澤木英二様

公共工事の設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）に関わる 建築三団体 要望書

(社)日本建築士会連合会 (社)日本建築士事務所協会連合会 (社)日本建築家協会

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、最近、地方自治体が公共事業発注方式として、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）を採用し、施工会社のみを対象に発注するケースが見られます。これは、公共工事の品質を確保するに当たっては、発注者・設計者・施工者のすべてが、明確化された役割分担に従って品質確保する必要がある、との考えと異なり憂慮されるところです。

一方、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に基づき示された「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の参考（1）に示されている「設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）」の説明文中、「設計と施工を同一の実施者・・・」の表現は、「設計と施工を同一の施工会社・・・」と誤解につながる表現と懸念されております。

したがって、建築三団体は、この部分の表現を見直していただくことを要望するとともに、設計・施工一括発注方式が採用される場合においても、景観等周辺環境との調和や地球環境への配慮などを含む公共事業の基本的な条件設定は、必ず発注者が行うことを明記していただきたく、下記の表現（下線を施した内容）にさせていただくよう要望申し上げます。

記

（1）設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）

現在の公共事業においては、一般的に、設計については、発注者が自ら行なうか、あるいは技術力のある設計者に委託して行なわれている。また、施工については、施工段階での競争性を確保する必要性等から、基本的には設計とは分離して発注されている。

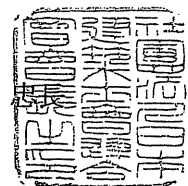
しかし、施工技術の開発の著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別の設計と施工の技術を一体的に発注することにより、発注者、ひいては国民にとって有利な調達が可能である場合もあると考えられる。この場合における公共事業の発注方式は、発注者により基本的な条件設定がなされた後、同一の契約で設計者と施工者が分担して責任を取る方式（設計・施工一括発注方式）とする。

これは基本方針第2の3（1）においても高度な技術提案を求める場合の発注方式として示されている。

以上

平成19年8月8日

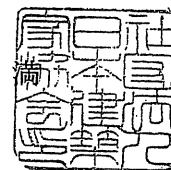
社団法人 日本建築士会連合会会長 官本



社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 三栖 邦博



社団法人 日本建築家協会会長 仙田



社団法人 日本建築士会連合会 TEL:03-3456-2061 FAX:03-3456-2067

社団法人 日本建築士事務所協会連合会 TEL:03-3552-1281 FAX:03-3552-2066

社団法人 日本建築家協会 TEL:03-3408-7125 FAX:03-3408-7129